

意見書案第 2 号

新城南部企業団地の産業廃棄物処分業許可の更新に対して厳正な審査を求める
意見書

新城南部企業団地の産業廃棄物処分業許可の更新に対して厳正な審査を求める意見
書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

提出者	新城市議会議員	丸 山 隆 弘
	〃	竹 下 修 平
	〃	鈴 木 長 良
賛成者	新城市議会議員	鈴 木 達 雄
	〃	浅 尾 洋 平
	〃	小 林 秀 徳

理 由

この案を提出するのは、産業廃棄物処分業許可の更新に当たり、愛知県に対して、
厳正な審査を求める必要があるからである。

新城南部企業団地の産業廃棄物処分業許可の更新に対して厳正な審査を求める
意見書

平成27年11月5日に操業許可を受けた産業廃棄物中間処理施設が平成28年4月から本格操業を開始した。新城市は当該施設に対し、悪臭防止法に基づく指導権限者として操業開始以前から定期的に臭気測定を行い、当該施設の操業後から悪臭が発散されているのを確認している。

令和2年11月の更新許可以降における当該施設の悪臭発散状況は、1号基準の規制基準値に対し、令和4年に1回、令和7年に1回、また、2号基準の規制基準値に対し、令和4年に2回、令和6年に2回の基準超過が測定されている。とりわけ1号基準の規制基準値超過は悪臭防止法に規定されている「市民の生活環境が損なわれる」観点から憂慮すべきものである。

当該施設は通常の経年劣化に伴う施設の改善、改修等を行っているようだが、新城市には、市民から当該施設の悪臭に関する苦情が操業以来、絶えることなく寄せられており、新城市も定期測定での規制基準値超過時には事業者に対し、口頭、文書及び現地指導にて悪臭発散に対する指導を行うも、悪臭の発散は依然として続き、その成果が表れない。

よって、愛知県におかれては、当該施設の令和7年11月の産業廃棄物処分業許可の更新に当たり、これらの状況を踏まえ厳正に対応されるよう、下記のとおり強く要望する。

記

産業廃棄物処分業許可の更新に対し、処分業に係る中間処理施設が法律の定める基準に適合しているか、特に「市民の生活環境」が損なわれていないか、厳正な審査を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

愛知県新城市議会

愛知県知事 あて